

児童家庭支援センター運営事業実績報告記入要領（2024年改定版）

2016年度（平成28年度）に「児童家庭支援センター運営事業に関する基準額」が導入されました。それにより、相談件数のカウント方法を統一しなければならなくなりました。以下に、記入要領をまとめます。要領に従って算出される件数及び回数が運営事業補助基準額の件数区分の根拠となります。2021年の改定では、訪問相談件数を2倍にして自治体に報告する内容も反映させました。2024年の改定では、指導措置委託【児童相談所からの指導委託】と指導促進事業【市町村（特別区を含む）の要対協において児家センが主たる支援機関とされたケース】を分類し集計内容を詳細にしました。

＜基本的考え方＞

- ①原則として、他で補助金収入等がある事業等については、相談件数としてカウントしないことを徹底します。
- ②児童家庭支援センター事業内容の標準化を推進するために、相談支援の件数と事業への取り組み回数を分類します。
- ③本来の基本業務である相談支援の延べ件数が伸びていくようにしていきます。
- ④本体施設を兼務する職員（センター長を含む）がいる場合、センターで行う相談支援以外の活動内容及び支援内容は相談件数としてカウントしないことを徹底します。

＜その他の用語の定義＞

- ※「人数と件数」については、相談者人数を特定するのに「人数」を使い、延件数を特定するのに「件数」を使う。
- ※「相談」とは、ケース記録に残す内容を受け付けたもの。面接等の日時調整などは含まない。
- ※「支援」とは、相談受付から電話や訪問、来所、面接や心理等で具体的に対応したものを。
- ※「回数」とは、相談支援以外の事業への取り組みの回数とする。

この実績報告は、まず内訳表で月別のデータを集計し、全国児童家庭支援センター運営事業実績報告書に記入してください。
子ども家庭庁に提出する実績は、全国運営事業費実績報告集計表の数字をまとめて一覧にして提出します。

＜全国実績報告書様式1＞

表示①～は、取り決め事項及びポイント。 ※の表示はQ&Aでも説明する箇所

項目	用語の定義	受付形態・数計上等の取り決め事項・ポイント
A. 相談件数	* 設置運営要綱4-(1)に該当	
1. 個別相談		
(1) 月別相談実人数		※実績報告書の様式1-①に該当
月別相談実人数	実際に相談を受け付けた実人数 1ケースは1人の子ども。 個人ケース記録の数に対応	①各欄に新規受理人数と継続相談人数を分けて実際に受け付けた実人数を記入する。 ②4月は前年度からの継続ケースであっても、実人数で新規受理人数に計上する。 ③ケース(子ども)が同一と判断された場合、同一年度内は継続で扱う。
新規受理人数	年度が変わり初めて相談を受け付けた実人数のこと。 ※センターで受け付ける相談の内容は、原則的に子どもと家庭に関する相談である。	①件数という表現を用いず、新規で相談を受け付けた人数として計上する。 ②同一児童及び家庭に関する相談が複数機関から寄せられた場合は、最初に受け付けた相談で新規受理人数を一件とし、以降の相談は延件数で計上する。つまり、月毎に新規受理として扱わない。(新規受理人数とは、相談を受け付けた実際の実人数である。) ③匿名の相談はその都度新規に計上する。同一児童であることが特定できる場合は、継続相談と判断する。 ※兄弟・姉妹がいる家庭の、実人数の計上例 「兄弟が複数おり、その兄弟たちの安否確認のため家庭訪問を行った」場合、安否確認を必要とする兄弟全てが支援対象者となるため、その児童数で計上する。 ※「兄弟が複数いる家庭から、長男の不登校について相談を受けた」場合、相談支援対象者は長男となるため、実人数は「1」として計上する。 ④該当年度に新規で利用された人数と該当年度以前に利用履歴はあるが、該当年度の利用が初回の場合には実人数「1」を計上する。 ⑤大人個人の相談受付は、その方のみを1人及び1件として扱うようにする。(DV・特定妊婦・18才に到達した継続ケース)
(2) 月別相談延件数		※対応の延べ数(対応した回数である)を計上する。 ※実績報告書の様式1-②に該当
月別相談延件数	相談支援対応数の総数 対応、支援の総数 ※実際に支援を行った回数のこと。	①一人のケースに対して電話、来所、訪問、心理、メール・SNS・手紙などの対応を行った場合に計上する。 ②件数で計上する。一つの家庭への対応が複数児童の支援となる場合、延件数も同様に各児童への支援回数として計上する。 ③親のみの相談受け付けでも子どもの相談がある場合には1件とする。 ④ショートステイ、一時保護は、センター職員がインテーク支援として対応した回数を計上する。 ⑤里親支援専門相談員が行う里親支援は相談件数に計上しない。 ⑥相談が終結するのは、問題が解決したと判断されるときとする。それ以降の相談は、新規として扱うが、同一ケースの場合、年度内は継続ケースとして扱う。 ⑦一人の人に対し複数の対応を行った場合はそれぞれ1件ずつ計上する。 ※例えば、3人の子を持つ親のみの面接をした場合、子どもの話が3人に及んだ時は、3件となる(ケース記録に記録できることを前提とする)。 ※例えば、一人の子どもに対し親へのカウンセリング、子どもへのセラピー等行った場合、延べ数にてそれぞれ計上する。(実人数1、延件数2となる)

項目	用語の定義	受付形態・数計上等の取り決め事項・ポイント
電話相談	電話により相談を受けたもの 電話により支援を行ったもの ※電話相談の内容は、個別相談、関係機関からの照会及び情報提供、ケースのマネジメントに関する関連機関からの相談及び情報交換(ケースに関する情報交換や支援方針のすり合わせ等)である。 ※Webでのオンライン相談を加える	①電話における相談内容に応じて件数を計上する(話を聞いたケースの数)。 ②ケース記録に記録できる内容があるものを延べ件数として計上する。 ③日程調整は延べ件数として計上しない。 ④1回の電話相談は、新規の場合は新規相談受処理で1人とし、継続の場合は継続受処理回数に応じた人数をカウントする。 ⑤件数の実績では相談内容に応じた支援件数を計上する。 ⑥相談内容が複数のケースになる場合、延件数で個別ケースに記入できる情報として支援を行った件数を計上する。 ⑦Web(zoomなどを利用)によるオンライン対面相談を受けた場合も電話相談に分類する
来所相談	来所による相談を受けたもの 来所による支援を行ったもの	①来所により相談受付、支援を行なったもの(以下の場合)につき件数を計上する。 ②予約して来所する場合。 ③関係機関がセンターに来所し、相談を受け付ける場合。
訪問相談	訪問によって相談を受けたもの 訪問によって支援を行ったもの	①訪問により相談受付、支援を行なった(以下の場合)ものを計上する。(家庭及び関係機関) ②連携している学校や機関を訪問して相談を受け付ける場合。 ③直接家庭に訪問して相談・支援を行う場合。 ④援助・支援計画に沿って、安否確認を含め家庭に赴いた場合。 ⑤契約に基づく派遣で訪問先において相談を受け付けた場合。
心理療法等	受け付けられた相談を心理判定、セラピー、カウンセリング、コンサルテーション等により、心理士が対応したもの	①心理療法とは、心理担当者が様々な手法で相談に応じたもの(以下②③の場合)を計上する。 ②心理職が関わる必要があり、電話で対応した場合(電話でカウンセリングをした場合等)。 ③心理療法等が必要と判断し、心理士が支援の対応をした場合に計上する。 ※心理職が心理士業務以外の相談を受け付けた場合は、心理療法件数としてここには計上せず、各相談記録に計上する。
メール相談	電子メールにて対応したもの	①電子メールによって相談を受け付けたもの。(受信したものに返信した場合) ※先方からの受信について返信し、相談の一連のやり取りを1件とする。
SNS相談	SNSを利用して対応したもの	②SNSを活用し相談を受け付けたもの。 ※相談の一連のやり取りを1件とする。
手紙相談	手紙による対応をしたもの	③手紙による相談を受け付けたもの。 ※先方からの来信に対し返信したら1件とする。
(3)相談・指導内容の種別延件数		※実績報告書の様式1-③に該当
	☆相談種別は下記「別表1」に定める。別表1に定められた分類に従って種別を分類する。 ※この分類は、「児童相談所運営指針」内「相談の種類および主な内容に基づく	①相談種別が2欄以上に該当する時は、主な相談のみに計上すること。 ※ショートステイ等は、あくまで児童家庭支援センター事業とは別事業であり、利用日数等をそのままセンター事業の実績とすることは適切でない。但し事業利用に際して、その当初に行う業務(=申込の受理及び受入施設の確保・調整等のインテーク業務)については、1件として養護相談(虐待またはその他)に計上する。
(4)相談経路別受付延件数		※実績報告書の様式1-④に該当
	相談経路別に延件数を計上する。経路の分類は表に従う。 ※「児童福祉施設」は、児童福祉法第7条に定められた施設のことである。	①相談経路が2欄以上に該当する時は、主な相談のみに計上すること。 ②大人からの相談で、子どもが関わらないものは「18歳以上本人」に分類。(DV・特定妊婦・18才に到達した継続ケース) ※「市町村・福祉事務所」の定義や範囲については、各市町村で異なる。各々の市町村の組織を確認した上で、ここに計上すること。 ③里親・里子からの相談は「里親・里子」に分類する。

<全国実績報告書様式1>

項目	用語の定義	受付形態・数計上等の取り決め事項・ポイント
B-1指導措置委託	児童福祉法第26条第1項第2号又は児童福祉法第27条第1項第2号・3号の規定により、児童相談所から書式・書面にて指導委託として認定され依頼を受けたもののみとする。	①児童相談所より書式・書面をもって委託されたものを計上する。 ②児童福祉法第26条第1項第2号又は児童福祉法第27条第1項第2号の規定により、指導委託として認定され依頼を受けたもの ③指導委託については、Aの相談件数には計上しない。 ④(1)の欄には、②に該当する(月別受託人数)と(実人数)を計上し、(2)の欄には指導内容の種別人数(合計は実人数と同数)、(3)の欄には月別の支援延件数を計上する。
B-2指導促進事業【市町村(特別区を含む)の要対協において児家センが主たる支援機関とされたケース】	指導促進事業実施要項の規定により、市町村(特別区を含む)から書式・書面にて通知されたもののみとする。	①市町村(特別区を含む)より書式・書面をもって依頼されたものを計上する。 ②指導促進事業実施要項の規定により、市町村(特別区を含む)から主たる支援機関として支援を行うケースとして通知を受けたもの ③本件の支援については、Aの相談件数には計上しない。 ④(1)の欄には、②に該当する(月別受託人数)と(実人数)を計上し、(2)の欄には支援内容の種別人数(合計は実人数と同数)、(3)の欄には月別の支援延件数を計上する。

<全国実績報告書様式2>

C、市町村(特別区を含む)の求めに応ずる事業		* 設置運営要綱4-(2) ※実績報告書の様式2-⑧に該当
市町村(特別区を含む)より求められた事業にセンターが応じたものを対象とする。 ※求められた時に技術支援及び技術協力を行ったものを対象とする。	①市町村(特別区を含む)の求めに応じた事業名、実施回数、内容を記すこと。 ②例えば、「市主催事業に協力し、個別ケースへの助言及び支援についての技術的助言」などが想定される。但しこの場合直接保護者から受付けた相談や、事後のカンファレンス等で各種相談機関から受付けた個別ケースの相談については、別個、訪問相談として計上する。 ※但し、他に委託料・補助金等を受けて実施している事業については計上しない。	

項目	用語の定義	受付形態・数計上等の取り決め事項・ポイント
D、里親等への支援(相談対応以外の支援・事業等)		
里親及びファミリーホーム等に対して必要な支援(里親・里子への個別支援以外のもの)を行ったものを対象とする。	①里親等への支援を行った場合に事業名、実施回数、内容を記すこと。 ②里親や里子に対する個別相談・支援ケースについては、「相談実人員①」「相談延件数②」に計上し、本欄には記入しない。 ③例えば、「里親研修や里親トレーニング事業の実施」「里親サロン・相互交流会・里親会役員会等への運営協力」などが想定される。但し、事業時に直接里親や里子から受付けた相談については、A、相談件数別個、訪問相談等として計上する。 ④例えば里親希望者が施設見学に来て意見交換した場合や、里親会での講演や研修に関しては「里親等への支援」に件数を計上すること。 ※本様式は、児童家庭支援センター運営補助金により雇用される職員の活動実績を報告するもの。従って里親支援専門相談員の単独活動による実績(相談件数等)や他の補助事業で雇用される相談員の単独活動実績については記入しない。 ※他に委託料・補助金等を受けて実施している事業については計上しない。	

E、関係機関等との連携・連絡調整		* 設置運営要綱4-(5)に該当 ※実績報告書の様式2-⑩に該当
関係機関との連携・連絡調整を行った時の内容を対象とする。	※事業名がある場合には、事業名と実施回数、内容を記すこと。 ①児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、連絡調整を行ったものを記入する。 ②里親支援に関する場合は、「D、里親等への支援」に優先記入し、本欄には記入しない ※例えば、「要保護児童対策地域協議会の主催する代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議等への出席」や「児相、市家児相、学校等が主催するケース会議への出席や個別ケースに関する打合せの実施」などが想定される。個別ケースの支援内容が記録できる場合には、A、相談件数で「件数」を計上し、この項目には「回数」を計上する。但し、1回のCCはその日時で複数計上せず、1回のCCとし、その中で相談を受け付けられると判断できるものをA、相談件数に「件数」として計上する。 ※施設見学で来訪した方がいる時、学校関係で学生に講義をした時、講演会の講師をした時など、児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うためではない場合には、この実績報告では記載しないものとする。	

<全国実績報告書様式3>

項目	用語の定義	受付形態・数計上等の取り決め事項・ポイント
⑯要綱に規定された事業回数	運営要綱4-(2)(4)(5)に該当	※実績報告書の様式3-⑯に該当
⑰相談延件数と要綱に規定された事業回数の総合計	運営要綱の該当なし	実績報告書の⑬⑭⑮の合計を記入する。
②-1 訪問相談件数(実績を2倍した件数を記入)	※実績報告書の様式1の②の件数のうち、訪問相談件数を2倍した件数を記入する。	※実績報告書の様式3-⑰に該当
⑱こ家庁が求める相談延件数と事業回数の総合計	※訪問相談件数を2倍にした相談延件数②-1と事業回数⑰の総合計を記入する。	実績報告書の②と⑯の合計を記入する。

「相談種別」の分類表 ※「児童相談所運営指針」より抜粋 相談の種類および主な内容

養護 相談	1. 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健 相談	3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障 害 相 談	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5. 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6. 言語発達障害等 相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7. 重症心身障害 相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
非 行 相 談	9. 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
	10. ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
育 成 相 談	11. 触法行為等 相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
	12. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
15. 育児・しつけ 相談	15. 育児・しつけ 相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16. その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。